



® 平成 29 年 4 月 26 日 (水)
No. 14433 1部370円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

- ☆ 農業の技術・熟練技「知的財産」を中心に
農業価値の向上を高める「知的資産経営」… (1)

- ☆ 特許庁人事異動…………… (10)
- ☆ 知的財産関連ニュース報道(韓国版) …… (14)
- ☆ 注目著作権判例紹介 [74] …… (18)
- ☆ 4月26日はWorld IP Dayです! …… (20)

農業の技術・熟練技「知的財産」を中心に 農業価値の向上を高める「知的資産経営」

吉備国際大学大学院知的財産学研究科(通信制)

教授 生駒 正文

はじめに

現状の農業は、後継者不足であるとともに、農業就業人口は大きく減少、それも自らの食いぶち生産のみによる自給的農家より販売農家が著しく減少している傾向である。また農業経営の組織体は、耕作面積が減少する「家族経営体」から大規模経営帯が耕作面積全体のほぼ50%を占める「企業経営体」の状況の推移になっている。このことは農地法平成21

年改正法により、法人が農業に参入できるようになった結果である。

わが国における農業は、高品質な農産物を生み出す農業関係者の努力、技術、技能、伝統、文化等といった貴重な知恵・工夫による知的財産から成り立っており、他国にない特質、強さを持っている。

農家のこのような知恵・工夫・経験等による栽培方法・創作物を発掘し、それを適切に保護しながら、



特許業務法人 アイミー国際特許事務所

所長 伊藤 英彦*
弁理士
副所長 竹内 直樹*
弁理士
弁理士 松田 美幸子*

副所長 森下 八郎*
弁理士
弁理士 白井 あゆみ
弁理士 吉田 博由

*: 付記弁理士(特定侵害訴訟代理)

〒542-0082 大阪市中央区島之内1-21-19 (オリエンタル堺筋ビル)
TEL: 06(6120)5210 FAX: 06(6120)5211
E-mail: info@imypatent.jp URL: <http://www.imypatent.jp>

有効に活用・推進することが、国際競争力強化や農家の所得の向上につながるためにも重要である。

知恵・工夫・経験等による知的財産は、①付加価値の創造、②産業の高度化、④新しい課題(観光振興につなげたりして地域の雇用創出・地域資源の維持・保全、輸出拡大等―「味と食の景勝地」)への対応を可能にするものであり、今後、農業の技術・熟練技「知的財産」がますます重要になってくる。

そのために熟練農家や企業経営体等に期待されることは、特許やノウハウ、育成者権、ブランド等の知的財産を指すだけではなく、人材、技術、技能、組織力、顧客とのネットワーク等、従来の財務諸表に表せなかった資産(知的資産)は今後、農業経営の競争力の源泉ともなる。これを有効に組み合わせることで活用・推進することにより、一歩踏み込んだ数値で評価されない部分にスポットを当てた収益事業の展開を行う経営方法である。

今後、農業のグローバル化に伴う競争力の激化、地域活性化の要請、農業分野における担い手の減少、温暖化等に直面している中では従来の農業戦略の限界から、熟練農家・農業団体等の新たな農業の取り組みとして技術・熟練技等「知的財産」を中心に活用・推進し、「知的資産経営」を導入することにより成果を見出しうるものであると考え、以下の点を述べることにする。

1. 知的資産経営を活用して農業価値を向上
2. 知的資産経営における農業経営の充実
3. 農業を知的財産の観点から評価
4. 農業団体の知的資産経営の開示と実践
5. 今後の展開

1. 知的資産経営を活用して農業価値を向上

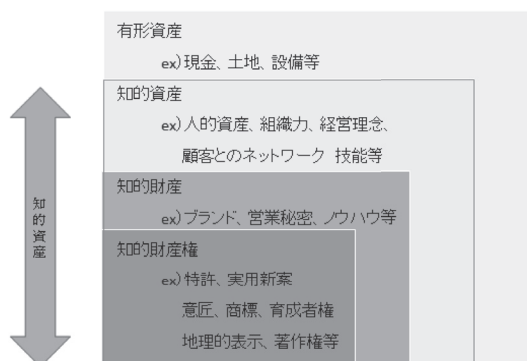
近年の新しい社会は、工業社会から情報・知識社会に変化することによるとともに、農業社会も農地法平成21年改正により家族経営体から企業経営体に大きく変わらざるをえなくなる。そこで価値ある情報＝知識をここでは知恵・工夫とする知的財産のことで、農業経営の本質的な源泉である。また情報・知識社会の変化によって、農業経営は財務諸表に加えて非財産の情報による知的資産経営が必要となる。これは農業の価値向上が従来の

現金、土地、建物、機械等の有形的な資産から知的資産である人材、営業、技術、技能、ブランド等に移行してきたのである。

ここでは知的資産経営とは何か、知的財産を中心とする知的資産を基に農業価値を向上させる新しい経営方法である。

「知的資産」とは、「人材、技術、組織力、顧客とのネットワーク、ブランド等の目に見えない資産のことで、企業の競争力の源泉となるものである。」(経済産業省研究会資料2003)とされている。

(会社資産の概念図)



これは、特許やノウハウなどの「知的財産」だけではなく、組織や人材、ネットワークなどの農業団体の強みとなる資産を総称する「知的資産」の領域をカバーする幅広い考え方である。さらに、このような農業団体に固有の知的資産を認識し、有効に知的財産・知的資産を組み合わせることで活用していくことを通じて収益事業を実践する経営を「知的資産経営」と捉える。

このように農業団体が保有・創作する知的資産を客観的に評価し、その経営方法を確立することが極めて農業経営上、重要なことで知的資産価値に着目していかにより農業活動の中でどのような役立てるべきであるかという点である。また、営業担当者の営業力、熟練者の技能等の流動化を防止するために、人材育成システム、営業秘密管理等の団体内の法務の確立も重要な位置づけとなりうる。

知的資産の領域と概念を明確にする。まず、知的財産権、知的財産、知的資産の概念を明記すると、知的財産権は、特許、実用新案、意匠、商標、著作権等の権利として保護された財産権のことで